条約

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第四号

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定

日本国政府及びロシア連邦政府（以下「両締約国政府」という。）は、

日本国とロシア連邦との間に存在する友好関係を強化することを希望し、

原子力の平和的利用における日本国とロシア連邦との間の協力の拡大が友好関係及び相互理解の増進に寄与することを確信し、

原子力の平和的利用の進展のために引き続き協力することを希望し、

千九百九十一年四月十八日に作成された原子力の平和的利用の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定（以下「千九百九十一年の協定」という。）の下での原子力の平和的利用における日本国とロシア連邦との間の緊密な協力を考慮し、

日本国及びロシア連邦の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の当事国であることに留意し、

日本国及びロシア連邦の双方が国際原子力機関の加盟国であることを認識し、

原子力の平和的利用の進展のために効果的に協力することが両国にもたらす利益を認識し、

原子力の平和的利用における日本国とロシア連邦との間の協力が行われる条件であって核不拡散に対する両締約国政府の誓約に適合するものを定めることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1)　「認められた者」とは、日本国については日本国の管轄内にある個人又は団体及びロシア連邦についてはロシア連邦の管轄内にある法人であって、それぞれの政府により、この協定の下での協力（核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。）を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(2)　「核物質」とは、原料物質、特殊核分裂性物質及びプルトニウムのうちプルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものをいう。

この(2)にいう「原料物質」とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

同位元素ウラン二三五の劣化ウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

その他の物質であって、千九百五十六年十月二十六日に作成された国際原子力機関憲章（以下「憲章」という。）第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する含有率（その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。）において前記の物質の一又は二以上を含有するもの（その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。）

この(2)にいう「特殊核分裂性物質」とは、次の物質をいい、原料物質を含まない。

プルトニウム（プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるものを除く。）

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の一又は二以上を含有する物質

憲章第二十条に基づき国際原子力機関理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの（その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。）

(3)　「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書Ａのａ部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(4)　「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書ＡのＢ部に掲げるものをいう。

(5)　「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、そのような特定の情報であって公に利用可能であり、かつ、更に提供することが制限されていないもの並びにその他の特定の情報であって両締約国政府が書面によって特定し、及び合意したものを含まない。技術は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、技術は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(6)　(5)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前のすべての段階をいう。

(7)　(5)及び(6)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するためのすべての活動をいう。

(8)　(5)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(9)　「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(10)　「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質、この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質及びこの協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質をいう。

第二条

1　両締約国政府は、日本国及びロシア連邦における原子力の平和的利用の進展のため、この協定及びそれぞれの国の法令に従い、次の方法によりこの協定の下での協力を行う。

(1)　専門家を交換すること。

(2)　両締約国政府の間、両締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府の要請がある場合には当該一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によって定める条件で、情報（原子力の安全に関するものを含むが、これに限定されない。）を交換すること。